

## 業務遂行・施設リスク ※

次のような対人・対物事故による賠償責任を補償します。

- 貴社が行う建設工事中の対人・対物事故
- 貴社の営業活動や貴社施設（本社、事務所、資材置場等）の管理上の対人・対物事故
- 不測・突発的な事故による汚染物質の流出に対する汚染浄化費用（保険期間中500万円限度）



プレハブ住宅工事現場でアウトリガーの固定が不安定だったためクレーン車が倒れ、隣家・駐車場の屋根・乗用車等を損壊し、住人を死亡させてしまった。  
[注]自賠責保険、自動車保険の上乗せ補償となります。



ビル建設工事中、鉄材を落下させてしまい、下の道路を歩いていた通行人の男性に当たり、死亡させてしまった。



資材置場に子供が侵入し、停めてあった建機に登ろうとしたところ建機が動いて転倒し大ケガを負った。



ビル設備改修工事中、スプリンクラーを損壊、漏水事故により什器備品に損害を与えてしまった。



工場内の改修工事中、燃料タンクを損壊し、石油が流出。汚染浄化費用が必要となった。  
[注]保険期間中500万円が限度となります。

## 生産物・完成作業リスク ※

次のような対人・対物事故による賠償責任を補償します。

- 貴社が行った建設工事の引渡し後に発生した対人・対物事故
- 貴社が製造・販売した資材等の製品（生産物）による対人・対物事故



店舗工事の引渡し後、排水管の接続不備によりトイレの排水が漏水し、地下のゲームセンターを汚損してしまった。



電気設備改修工事の絶縁ミス（被覆不十分）により、工事引渡し後、火災が発生。事務所の一部と什器備品を焼損してしまった。

## 純粋財物使用不能リスク ※

第三者の財物に物理的な損壊を与えることなく使用不能にしたことによる賠償責任を補償します。  
（保険期間中500万円限度）

- 貴社の建設工事、営業活動や施設管理上の事故による第三者の財物の使用不能
- 貴社が行った作業の結果や貴社製品（生産物）による第三者の財物の使用不能。ただし、当該作業の結果や製品（生産物）自体に物理的な損壊が生じた場合に限りません。



ビル建設工事中にクレーン車が倒れ、近隣の店舗に物的損壊を与えなかったものの、営業を妨げて休業損失が発生してしまっ。

## 人格権侵害・宣伝障害リスク ※

次のような人格権の侵害または宣伝活動による賠償責任を補償します。（保険期間中500万円限度）



- 第三者の自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害の事故
- ホームページやパンフレットなどの宣伝活動に伴う著作権の侵害事故

子供が隠れていることに気付かず倉庫を施設してしまい、翌日に閉じ込められている子供を発見した。

## 工事遅延損害リスク

貴社の元請工事に発生した対人・対物事故を直接の原因として、工事請負契約書上の約定履行期日から6日以上の遅延が生じた場合に、工事請負契約書に基づいて負担する賠償責任を補償します。

（保険期間中500万円または所定の算式[注]により計算された金額のいずれか低い額を限度）

[注]算式については、裏面をご参照ください。



元請工事中の第三者死亡事故の現場検証のために、工事が2週間中断。請負契約書の履行期日に引渡しできず、発注者から請負契約書に基づく遅延損害金を請求された。